

匝瑳市介護保険指定事業者における事故発生時の報告事務取扱

1. 趣旨

施設又は事業所が匝瑳市内に所在し、又は匝瑳市の介護保険被保険者に対して介護保険適用サービスを提供する介護保険指定事業者（以下「事業者」という。）が次の法令に基づき行う匝瑳市への事故発生時における報告に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）
- (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第69号）
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第72号）
- (6) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第71号）
- (7) 匝瑳市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年匝瑳市条例第23号）
- (8) 匝瑳市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年匝瑳市条例第25号）

2. 報告を求める事故等

事業者が匝瑳市へ報告する事故等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者及び役職員に関するもの
 - ア 不適切な会計処理

イ 不法行為等

(2) 利用者の処遇等に関するもの

ア 死亡事故（死因に疑義が生じた場合。病気によるものを除く。）

イ 虐待（不適切な処遇（疑）を含む。）

ウ 失踪、行方不明、無断外泊

エ サービス利用中の事故 骨折、打撲、火傷、裂傷、誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬等で医療機関を受診し、又は入院した場合（診察又は検査のみで治療を伴わない場合及び継続的な通院が必要ない場合を除く。）

オ 食中毒、インフルエンザその他の集団感染症の発生

カ 交通事故

(3) その他

ア 事件報道が行われた場合

イ 利用者の不法行為

ウ その他事業者等の管理者が報告を必要と認める場合

3. 報告様式等

上記の事故等が発生した場合の報告は、介護保険指定事業者事故等発生状況報告書（別紙）によるものとする。この場合において、緊急を要するものについては、介護保険事業者事故等発生状況報告書を提出する前に、電話等により迅速に仮報告を行うものとする。